

「警察の監視 言語道断」

情報漏えい
損害訴訟

口頭弁論で大垣の住民

中部電力の子会社「シーテック」(名古屋)が西濃地域に計画した風力発電施設の建設を巡り、大垣署員が事業に反対する住民の個人情報を提供した問題で、プライバシ、表現の自由などの権利が侵され、精神的苦痛を負ったとして、大垣市の六十代の男女四人が県に損害賠償を求めた訴訟の第二回口頭弁論が十七日、岐阜地裁(池町知佐子裁判長)であった。原告の僧侶松島勢至さん(六十)らが意見陳述し、警察

の行為の違法性を訴えた。松島さんは「警察は業者を応援するため、市民を監視し情報を収集しているのか。言語道断だ」と主張。人は監視や管理で主体性を奪われてはならないとの仏の教えを紹介。「警察は仏の願いを私の願いとすする生き方を侵害した。裁判は私の生き方を確保する闘いだ」と語気を強めた。

大なる影響を及ぼすおそれがある」として、署と同社が話し合った内容、署の情報収集活動などについて「認否しない」との方針を示していたが、池町裁判長は同日、県側に次回以降、弁論で認否を明らかにするよう求めた。

訴状によると、署と同社は二〇一三―一四年に少なくとも四回、情報交換会を開催。署が同社に四人の経歴、病歴、政治的信条など職務上知り得た個人情報などを伝えたこと、

精神的苦痛を受けたと認めている。第三回口頭弁論は七月十二日の予定。四人は計四百四十万円の支払いを求め

2017/5/18 中日朝刊

大垣署情報漏洩訴訟 新裁判長が県に 認否や主張要求

大垣市内での風力発電施設の建設をめぐる、大垣署員によって中部電力子会社「シーテック」の従業員に個人情報漏洩された反対派住民ら4人が、県を相手に計440万円の国家賠償を求めた訴訟の第二回口頭弁論が岐阜地裁であった。県側は前回の弁論で、住民側の訴えに対する認否を留保していたが、地裁は次回までに示すよう求めた。

担当裁判長の異動に伴って訴訟を担当することにな

った池町知佐子裁判長は県側に対し、「(訴状に対する)認否や反論、法的主張を可能な範囲で示して下さい」と伝え、6月30日までに準備書面の提出を求めた。弁論後、原告側の代理人弁護士は「(池町)裁判長は実質1回目の弁論だが、早速の要求を評価したい。県側の回答次第で今後の裁判の行方が決まる」と話した。

裁判長の変更に伴い、原告側は再び意見陳述をした。次回期日は7月12日。

2017/5/18 朝日朝刊